

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	表1による。	仕 様 書 番 号	
射撃競技用弾薬（ラプア）		GAM-Y708104E	
		作 成	平成22年 8月 4日
		変 更	令和 2年 5月27日
		作成部隊等名	補給統制本部 弾薬部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の射撃競技用弾薬（ラプア）（以下、“弾薬”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

**Factory New**

認定製造者又は公認製造者が製造し、社内検査に合格した未使用の製品をいう。

1.2.4

**Surplus New**

Factory Newと同一条件で製造され、当該製造者が販売者に引き渡した未使用の製品をいう。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	種類	物品番号 (DODIC)
1	32スミスアンドウェッソン、ロング、ウッド カッター	1305-281-0953-5 (AK81J)
2	5.6mm普通弾、ロングライフル、ラプア、 ポーラ、バイアスロン	1305-283-0955-5 (AK87J)
3	5.6mm普通弾、ロングライフル、ラプア、 ミダス、プラス	1305-287-4362-5 (AKB4J)
4	5.6mm普通弾、ロングライフル、ラプア、 X-ACT	1305-286-9881-5 (AKB2J)
5	5.6mm普通弾、ロングライフル、ラプア、 センターX	1305-287-7058-5 (AKC1J)
6	5.6mm普通弾、ロングライフル、ラプア、 ピストルOSP	1305-287-7059-5 (AKC2J)

## 1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、種類による。

例 32スミスアンドウェッソン、ロング、ウッドカッター

## 1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GW-CG-Y700103 陸上自衛隊小火器弾薬共通仕様書

## 2 一般的事項

一般的事項は、次による。

- a) この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。
- b) 製品は、Factory New又はSurplus Newとする。

## 3 製品に関する要求

品名及びカタログ製品名は、表2による。

なお、弾薬のロットを指定する場合は、調達要領指定書によって指定する。

表2-品名・カタログ製品名

番号	品名	カタログ製品名 (製品番号)
1	32スミスアンドウェッソン、ロング、ウッドカッター	フィンランド共和国, Nammo Lapua Oy社 . 32 S&W Long Wad Cutter (4318026)
2	5.6mm普通弾、ロングライフル、ラプア、ポーラ、バイアスロン	ドイツ連邦共和国, Nammo Schönebeck GmbH社 . 22 Long Rifle Polar Biathlon (420166)
3	5.6mm普通弾、ロングライフル、ラプア、ミダス、プラス	ドイツ連邦共和国, Nammo Schönebeck GmbH社 . 22 Long Rifle Midas+ (420162)
4	5.6mm普通弾、ロングライフル、ラプア、X-ACT	ドイツ連邦共和国, Nammo Schönebeck GmbH社 . 22 Long Rifle X-ACT (420161)
5	5.6mm普通弾、ロングライフル、ラプア、センターX	ドイツ連邦共和国, Nammo Schönebeck GmbH社 . 22 Long Rifle Center-X (420163)
6	5.6mm普通弾、ロングライフル、ラプア、ピストルOSP	ドイツ連邦共和国, Nammo Schönebeck GmbH社 . 22 Long Rifle Pistol OSP (420165)

## 4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 5 出荷条件

### 5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

## 5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

## 6 その他の指示

### 6.1 添付書類

契約の相手方は、表3に示す書類を添付し、数量は、調達要領指定書によって指定する。

表3－添付書類

番号	書類	注記
1	品質保証する資料	製造者又は販売者が作成したもの。
2	包装諸元等の資料 <sup>a)</sup>	なお、日本語以外の言語で記載されているものは、参考として和訳を添付する。
<b>注<sup>a)</sup></b> 包装諸元等の資料は、調達する品名ごとに、品名、ロット番号、数量、製造年月、製造所名、包装要領などを記載する。		

### 6.2 安全データシート（SDS）

安全データシート（SDS）は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GW-CG-Y700103の5.16による。

### 6.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。